

令和3年1月8日

保護者各位

狭山市保育幼稚園課

新型コロナウイルス緊急事態宣言期間中における  
保育所等の対応について

日頃より市の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、1月7日に国が一都三県に緊急事態宣言を発令しましたが、保育所等については保育を継続していく方針が示されたことから、引き続き、感染防止策を徹底しつつ、原則開所してまいります。

したがって、欠席された場合については、保育料の日割り等の減免措置は行いませんのでご了承願います。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の事項を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. お子さまや同居の方に発熱等風邪の症状が見られるときは、登園させないでください。**  
※解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。
- 2. 手洗いや消毒の徹底やマスクの着用など各保育園等での感染予防対策にご協力ください。**
- 3. お仕事が早く終わりましたら、早い時間のお迎えをしていただくなど、登園・降園の分散化に御協力をお願いします。**
- 4. お子さまや同居の方に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は登園を控えていただき、在籍している施設に必ずご連絡ください。**  
※休園に備えることや感染拡大予防の観点から、了解を得たうえで個人情報に配慮し情報提供させていただく場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
- 5. お子さまが濃厚接触者であることがわかったときは、登園させないでください。**  
※濃厚接触者は、保健所が判断します。
- 6. 園児及び職員の中で感染者が確認された場合など、一部または、完全休園となる場合があります。**

【問い合わせ先】

狭山市福祉こども部保育幼稚園課

Tel : 04-2953-1111 (内線 1531・1532・1533)

※平日 8:30~17:15 (土、日、祝日を除く)